

繰延資産

繰延資産とは、役務（サービス）の提供等を受け、その代価の支払い又は支払義務が確定しているもので、その効果が将来に及ぶものと考えられる費用をい、貸借対照表の繰延資産に記載されます。

繰延資産を、その効果が及ぶと考えられる期間にわたって事業年度ごとに費用化することを、「繰延資産償却」といいます。

繰延資産は、大きく分けて2つに分類できます。ひとつは、「商法上の繰延資産」で、もうひとつは、税法において定める「その他の繰延資産」です。それぞれの内容は、次のとおりです。

1

商法上の繰延資産

商法に規定されている繰延資産には、次のようなものがあります。

(1) 商法上の繰延資産の種類

種類	内 容
創立費	発起人への報酬・設立登記の登録免許税など会社の設立のために支出する費用で会社が負担すべきもの
開業費	会社の設立後営業開始までの間に開業準備のために特別に支出するもの
開発費	新技術・新組織の採用・資源の開発・市場開発・事業開始のために特別に支出したもの
株式交付費	株券の印刷費・資本又は出資増加の登録免許税などの新株等発行のために支出するもの
社債発行費	社債券等の印刷費・社債の登録免許税などの債権等発行のために支出するもの

(2) 商法上の繰延資産償却

商法上の繰延資産償却は、償却期間内に均等額以上を償却することになります。ここで注意が必要なのは均等額以上の償却のため初年度に1度に償却することも認められます。

内 容	償却期間
創立費・開業費・開発費	5年
株式交付費	3年
社債発行費	社債償還期間内

2

その他の繰延資産

商法のほかに税法で規定されている繰延資産があります。税法で規定する主な繰延資産と償却期間は、次の通りです。

(1) その他の繰延資産の種類

種類	区分	償却期間
公共的施設の負担金	負担者が専用を使用する場合	施設の耐用年数の70%相当
	負担者が専用を使用しない場合	施設の耐用年数の40%相当
協同的施設の負担金または改良のために支出する費用	負担者等の共同の用に又は協会等の本来の用に供する場合	施設の耐用年数の70%相当
	商店街等のアーケード・日よけ・アーチ等の負担金	土地の部分45年 その他の部分5年 (耐用年数が5年未満の場合はその耐用年数)
建物を賃貸するために支出する権利金等	新築の建物でその権利金等が建築費用の大部分をしめ、その建物がある限り賃貸できる場合	建物の耐用年数の70%相当
	借家権が転売できる場合	建物の見積耐用年数の70%相当
広告宣伝用資産の贈与費等	代理店・特約店に看板などの広告宣伝用資産を贈与した場合	広告宣伝用資産の耐用年数の70%

(2) その他の繰延資産償却

その他の繰延資産は、次の算式により上記(1)の償却期間を基礎として費用に計上する繰延資産償却の額を計算します。

$$\text{繰延資産償却額} = \text{繰延資産の支出額} \times \frac{\text{その事業年度に含まれる償却期間月数}}{\text{償却期間の月数合計}}$$